

平成 29 年度高校野球用具の使用制限の修正点について
(平成 29 年 2 月 22 日修正)

【修正点①】

「10. グラブ・ミット」の17～19行目

<しめひも>

- ・ 投手用グラブで本体と異なる色のしめひもについては、公認野球規則3・07の通りとする。
ただし、しめひもが本体と同系色で目立たないものについては差し支えない。
- ・ 野手用(捕手含む)のしめひめは、本体カラーと同系色とする。



<しめひも>

- ・ 投手用グラブのしめひもは、グラブ本体と同色でなければならない。
ただし、グラブ本体と同系色で目立たないものについては差し支えない。
- ・ 野手用(捕手含む)グラブのしめひめは、本体カラーと同系色とする。

【修正点②】

「16. 捕手用具」の10行目

- カラー、その他



- カラー

※「、その他」を削除

【修正点③】

「17. 捕手用膝パッド」の5行目

- ・ 本体色はレガーズと同じ色とする。



- ・ 本体色はレガーズと同色とする。

※「じ」を削除

【修正点④】

欄外の注)の1行目に以下の文言を追記



- ・ 捕手(審判含む)用マスクのSG基準適合品使用の義務化(2017年から2019年までの3年間を猶予期間とし、2020年シーズンインより義務付ける)